

アイヌ民族に関する総合的施策確立のため
審議機関設置を求める意見書

1996年、内閣官房長官の諮問機関である「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」は、新しい施策の基本理念を「アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資するところである」とし、文化振興の促進を柱とする内容の報告書を提出した。さらに、この報告書では、アイヌ民族の先住性に言及し、伝統的生活空間の再生も提言している。

これを受けて、国は、1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定したが、アイヌ民族が求めてきた「アイヌ新法」といえるものではなく、アイヌ民族の生活と権利を保障し、格差是正のための総合的施策はとられていない。

このような中、2007年9月、国際連合総会において、先住民族の様々な権利に関する国際的な基準となる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、日本政府もこれに賛成したところである。

よって、国会及び政府においては、この国際連合宣言におけるアイヌ民族の位置付けや盛り込まれた権利を審議する機関を設置して、新たな法律制定も含めアイヌ民族にかかる総合的施策を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

(提出者) 全議員